

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月21日
【事業年度】	第133期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社上毛
【英訳名】	JYOMO COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 裕二
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市六供町370番地
【電話番号】	027（224）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 田部井 清志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町2-2-1
【電話番号】	03（6254）5581
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 田部井 清志
【縦覧に供する場所】	株式会社上毛 東京支社（銀座オフィス） （東京都中央区銀座五丁目1番15号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第133期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に修正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(4) 省略

(訂正前)

(5)、(6)、(7) 記載なし

(訂正後)

(5) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(6) 会計監査人の責任限定契約

当社は、会計監査人が職務の遂行にあたり、企業経営における会計監査の重要性がますます高まっていることから、適性かつ的確な会計監査の遂行に資するよう、定款で、会社法427条第1項の規定に基づき、会計監査人と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。

(7) 中間配当の決定機関

当社は、業績の動向により株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。